

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月 30 日から同年 4 月 9 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 62 年 4 月 9 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 3 月及び同年 4 月分の給与から当月分の厚生年金保険料がそれぞれ控除されている給料支払明細書を持っているにもかかわらず、A 社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 62 年 3 月 30 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、A 社には昭和 62 年 4 月 8 日までは正社員として、62 年 4 月 9 日からはアルバイトとして勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した A 社での給料支払明細書から判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 62 年 3 月 30 日から同年 4 月 8 日まで同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から、14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月 9 日から同年 5 月 1 日までの期間について、申立人が提出した A 社での 62 年 4 月 8 日分までの給料支払明細書を見ると、事業主により給与から 62 年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した昭和 62 年 5 月 1 日以降引き続きアルバイトとして A 社に勤務していた複数月の給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人の主張（正社員からアルバイトへ身分が変更された。）及び前述の給料支払明細書に記載された申立人の勤務状況（土日祝日の勤務のみ。）から判断すると、A 社は、昭和 62 年 4 月 9 日以降、厚生年金保険の被保険者とすべき常用的使用関係にないものとして、申立人を厚生年金保険被保険者として取り扱っていなかったものと考えることが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月 9 日から同年 5 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年10月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が要因も無いにもかかわらず減額（8万6,000円）されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準報酬月額は、18万円であったと思う。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する、昭和54年から56年までの各年度の「町・県民税特別徴収税額通知書」で確認できる社会保険控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和18年2月26日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年2月から同年9月までは40円、同年10月から19年7月までは50円、同年8月から同年10月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月13日から19年11月1日まで

私は、昭和18年2月13日から転勤によりA社に勤務していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が19年11月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和18年2月13日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を「転勤」を原因として喪失した後、18年2月26日にA社で被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同事業所での被保険者資格の喪失日は記載されていない上、オンライン記録によると、同事業所での厚生年金保険加入記録は、基礎年金番号に未統合の記録とされていることが確認できる。

一方、申立人が提出した表彰状（昭和18年9月19日付け）、修了証書（昭和19年10月12日付け）及びオンライン記録並びに、昭和18年2月26日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、18年2月26日から19年11月1日まで、B社から転勤により、A社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様、厚生年金保険被保険者台帳において、A社での厚

生年金保険被保険者資格取得日（昭和 18 年 2 月 26 日）は記載されているものの喪失日が記載されていない同僚（オンライン記録上の資格喪失日は昭和 20 年 4 月 10 日）は、「A 社には、申立人を含め 30 人ぐらいと一緒に転勤により勤務することとなった。また、申立人とは、私が軍に入隊する昭和 19 年 2 月頃まで、一緒に勤務していた。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 18 年 2 月 26 日から 19 年 11 月 1 日までの期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、C 社の事業所別被保険者名簿での同僚の記録から、昭和 18 年 2 月から同年 9 月までは 40 円、同年 10 月から 19 年 7 月までは 50 円、同年 8 月から同年 10 月までは 70 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 18 年 2 月 13 日から同年 2 月 26 日までの期間については、申立人が B 社から一緒に転勤したと記憶する複数の同僚も、オンライン記録によると、A 社での被保険者資格の取得日は 18 年 2 月 26 日とされていることが確認できる上、当該期間における申立人の勤務実態等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 18 年 2 月 13 日から同年 2 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年4月5日）及び資格取得日（昭和22年9月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月5日から同年9月5日まで

私の船員手帳によると、私は、昭和21年11月13日から22年9月5日まで、A社が所有するB丸に乗船し、C操業に従事していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業の歴史が記された書籍を見ると、申立期間の大半の期間は、同社による第1次C操業（昭和21年11月18日から22年4月15日まで）と第2次C操業（昭和22年10月20日から23年4月12日まで）の間の期間であることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、A社で船員保険の被保険者資格を取得していたことが確認でき、かつ前述のC操業に従事していたとされる複数の同僚からは、「第1次操業と第2次操業の間も、船の整備及び近海操業等のため、継続して乗船勤務していた。」旨の供述が得られた。また、申立人が提出した船員手帳の記録を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和21年11月13日から22年9月5日まで、同社が所有するB丸に甲板員

として乗船勤務していたことが認められるとともに、第2次C操業時においても、同社が保有するD丸に乗船勤務していたことが認められる。

さらに、前述の書籍において、A社による第1次及び第2次の両C操業に従事していたとされる複数の同僚は、オンライン記録によると、申立期間を含む前後の期間を通じて、同社で船員保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳における昭和22年9月の記録から、240円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 1 日から A 社に運転手として勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 37 年 3 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認・標準報酬月額決定通知書」を見ると、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と同様、「昭和 37 年 3 月 1 日」とされていることが確認できる。

また、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、申立期間当時、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ申立人と同じ職種（運転手）であったとされる複数の同僚について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日をそれぞれ確認したところ、雇用保険の被保険者資格の取得日から、最短で 2 か月及び最長で 22 か月経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、雇用保険の被保険者資格の取得日から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこ

とをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 453 (事案 182 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月から同年 8 月頃まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

私は、平成 20 年 12 月 26 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人はA社に勤務していた旨を主張しているものの、申立人の同事業所での勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述が得られず、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人はB社に臨時職員として勤務していたことが確認できるものの、申立人と同期とされる者についても、申立期間②において同事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、両事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票をそれぞれ見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 17 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の申立内容及びこれまで収集した関連資料等で、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 59 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで
④ 昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社並びに申立期間②及び④はB社に臨時的任用職員として、申立期間③はC社に臨時雇用者（事務補助）として、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び④について、雇用保険の加入記録及びD社（A社及びB社の後継事業所）が保管する臨時的任用職員名簿から、申立人は、申立期間①はA社に、申立期間②及び④はB社に、それぞれ臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、前述の臨時的任用職員名簿及びオンライン記録から、申立人と同様、申立期間①はA社（申立期間②及び④はB社）に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる同僚の中には、当該任用期間中において厚生年金保険に未加入である同僚が複数人確認できる上、A社の同僚からは、「当時、厚生年金保険への加入については、希望制であった。」旨の供述が得られた。

また、申立期間①を含む前後の期間について、A社の被保険者原票を、申立期間②及び④を含む前後の期間について、B社の被保険者原票を、それぞれ確認したところ、申立人の原票は確認できず、申立人の原票が脱落した痕跡は認められない。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間において、C社に勤務していたことは確認できる。

しかし、E社（C社の後継事業所）の人事担当者からは、「当時、臨時雇用者については、長期間雇用の短時間特別社員（オペレーター）のみ厚生年金保険に加入させ、事務補助を含むそれ以外の者は加入させていなかったと思う。」旨の供述が得られた。

また、オンライン記録から、申立期間④当時、C社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、職種が確認できた複数の同僚は、上記人事担当者の証言どおり、いずれも短時間特別社員であったとしており、短時間特別社員以外の職種の者は確認できない。

さらに、申立期間④を含む前後の期間について、C社の被保険者原票を確認したところ、申立人の原票は確認できず、申立人の原票が脱落した痕跡は認められない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②、③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 1 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、A社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、実際に支給されていた金額（①は 10 万円、②は 15 万円、③は 20 万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での厚生年金保険加入期間のうち、申立期間①、②及び③を含む大半の期間は同社の取引先であり、かつ個人事業所であるB社に勤務し、給与も同社から支給されていた旨を主張している。

しかし、申立人は、申立人と同様、B社に勤務しているにもかかわらず、A社で厚生年金保険に加入している者はB社の事業主（昭和 45 年 7 月 1 日に資格喪失）以外にはいなかった旨を述べている上、A社及びB社の関係者等からも、申立人の給与支給状況等についての供述が得られず、申立期間①、②及び③における厚生年金保険の取扱状況等が不明である。

また、オンライン記録により、申立期間①、②及び③の頃にA社で厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ申立人と同年代（昭和 21 年代生）である同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、Cが保管する申立人に係る「中脱記録照会回答」及び「厚生年金基金加入員台帳」に記載（昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで）されている申立人のA社での標準報酬月額は、オンライン記録とほぼ一致してい

ることが確認できる。

このほか、A社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から21年1月1日まで
② 昭和21年12月から25年12月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ電話交換手として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が氏名を記憶する同僚の供述から、申立人は、A社の前身の事業所であるC社に勤務していたことはいかゞがわかるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同事業所に勤務していた期間を特定することはできない上、昭和18年4月1日から19年10月1日までの期間については、厚生年金保険法において女子に適用が拡大され、厚生年金保険料の徴収が開始される前の期間である。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和38年3月1日、C社は35年5月11日とされており、申立期間①当時、両事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が記憶する前述の同僚も、申立期間①において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人が氏名を記憶する同僚の供述から、申立人は、B社に勤務していたことはいかゞがわかるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同事業所に勤務していた期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、B社は、申立期間②及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が記憶する前述の同僚も、申立期間②当時、厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。